

【 登園してはいけない病気 】

○症状が治まり、医師の許可が出るまでお休みいただく病気

次の病気は、登園してはいけない期間がありますので、必ず、医師の許可が出るまで休ませてください。

※1～11は、園に「登園許可証明書」がありますので、医師に記入いただいてから登園するようお願いいたします。

	病名	主な症状	潜伏期間	前駆症状	感染経路
1	百日咳	熱がなく特有の咳	6日～15日	かぜ症状	飛沫感染
2	はしか(麻疹)	発熱、くしゃみ	10日～12日	3日～4日間の発熱、咳、鼻水、くしゃみ、目やに、結膜炎を起こすこともある。	飛沫感染(発疹前が感染力強い)空気感染
3	おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)	発熱、耳下腺の腫れ	10日～12日	頭痛、嘔吐、腹痛、食欲不振などの症状が1～2日続く。	飛沫感染(春～夏に多い)
4	風疹(三日ばしか)	軽いかぜ症状 発疹	14日～21日	発熱とともに発疹ができる。	飛沫感染(春秋冬に多い)
5	水ぼうそう(水痘)	発熱、水痘のある発疹	11日～20日	発疹で始まり37～38℃の発熱。食欲不振、発疹の先に水泡を形成、かゆみを伴う。	飛沫感染、接触感染 空気感染
6	プール熱(咽頭結膜炎)	発熱、喉の痛み 結膜充血	5日～6日	突然39℃前後の発熱が1～3日続く。	飛沫感染、プールでは結膜から
7	流行性結膜炎	結膜炎、目の異物感	一週間～	目やに、充血、発熱	接触感染
8	急性出血性結膜炎	結膜炎、発疹	一週間～	目やに、充血、発熱	接触感染
9	腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)	下痢、水様便 血便、腹痛	4日～8日		経口感染
10	溶連菌感染症	発熱、喉の発赤、腫れ、痛み	2日～4日	高熱のあと、首・胸・下肢の股に淡紅色の発疹。	飛沫感染、経口感染
11	マイコプラズマ感染症	かぜ症状、ひどい咳	2～3週間		飛沫感染

※その他、エボラ出血熱等の第1種感染性疾患のほか、結核、髄膜炎菌性髄膜炎等

○症状が治まるまでお休みいただく病気(医師の登園許可証明書は不要)

次の病気は、医師の許可は不要ですが、潜伏期間等を参考に十分に回復してから登園してください。

	病名	主な症状	潜伏期間	前駆症状	感染経路
12	インフルエンザ	発熱、咳、節々の痛み	1日～2日	突然の発熱、咳、咽頭痛、頭痛、嘔吐(下痢を伴う)倦怠感	飛沫感染
13	りんご病(伝染性紅斑)	かぜ症状、顔の紅斑	17日～18日	発熱はあまりない。時に37℃、顔両ほほに発疹。	飛沫感染
14	手足口病	発熱、口腔に痛みを伴う水痘 手足の発疹水痘	2日～7日	口内、手の平、足の裏、臀部膝に小さい水疱。	飛沫感染、経口感染(春～夏に多い)
15	ヘルパンギーナ	突然の発熱、喉の痛み	2日～7日	高熱が3～5日続く。	飛沫感染、経口感染
16	流行性嘔吐下痢症(ノロウイルス)	嘔吐、下痢	1日～3日	下痢、嘔吐、発熱 菌は1週間便の中にいます。	飛沫感染、経口感染
17	新型コロナウイルス感染症	発熱、咳、頭痛などのかぜ症状	2日～3日	かぜ症状、倦怠感	飛沫感染

※ いずれの場合も、医師がその伝染病の予防上支障がないと認めたときはこの限りではありません。

※ 伝染予防上問題がなくても、本人の状態が十分回復していない場合は、安静が必要です。

※ 1～9及び12は学校保健法による法律上の規定によります。

10～11及び13～16は「予防すべき伝染病の解説」によります。

※ インフルエンザの出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日(幼児は3日)を経過するまで」です。登園する際は、保護者が「治癒報告書」を作成してください。

※ 新型コロナウイルスの登園停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。登園する際は、保護者が「登園停止期間終了報告書」を作成してください。

☆ ひきつけ・ぜんそく・脱臼・心臓疾患・アレルギーやかかりやすい病気などありましたら、あらかじめ担任保育士と連絡をとっておきましょう。

